



NEWS LETTER

公益社団法人 日本臓器移植ネットワーク
Japan Organ Transplant Network



Vol.19
2015

NEWS LETTER

公益社団法人 日本臓器移植ネットワーク
Japan Organ Transplant Network

Vol.19
2015

目次

理事長挨拶	1
1. 改正臓器移植法施行後の臓器提供・臓器移植の現状	2
親族に対する優先提供・Q&A	4
18歳未満の児童からの臓器提供	5
2. 移植者の現状	
心臓移植	6
肺移植・心肺同時移植	6
肝臓・肝腎同時移植	7
膵臓・膵腎同時移植	7
小腸移植	8
腎臓移植	8
2014年 献腎移植配分結果	9
3. レシピエントの個人情報の取り扱いと利用についてご了承いただきたいこと	9
4. 移植希望登録から移植までの流れ	10
5. 普及啓発の概要	11
6. 財政状況の報告(平成26年度)	12
7. 日本臓器移植ネットワーク本部・東日本支部事務所移転について	13

【お詫び】

平成26年度、脳死下臓器提供におきまして、腎臓のあっせん誤りがございました。

平成27年4月に「あっせん誤りの再発防止等に関する第三者委員会」を設置し、管理運営体制の問題を含めた総合的な観点から検証が行われました。厚生労働省による検査や指示及び第三者委員会の報告を真摯に受け止め、業務手順の再精査とチェック体制の確立、安全管理体制や緊急連絡体制の整備、職員の教育研修等を行っております。さらに、管理運営体制の刷新を図り、組織改革に取り組んでおります。

移植を希望されている登録者の皆様方には多大なるご心配とご迷惑をおかけしましたことを心よりお詫び申し上げます。役職員一同、引き続き業務改善と再発防止に尽力し、信頼の回復に努めてまいります。



理事長挨拶



公益社団法人 日本臓器移植ネットワーク
理事長 門田 守人

公益社団法人日本臓器移植ネットワークは、1995年4月に社団法人日本腎臓移植ネットワークとして設立され、全国規模で心臓が停止した死後のご提供による腎臓のあっせんを担っていました。1997年4月16日臓器移植法が成立、同年10月16日に施行されたのに伴い、脳死後の心臓、肺、肝臓などの提供に対応する社団法人日本臓器移植ネットワークとして改組されました。そして、2013年4月には公益社団法人として認定されました。

国内の死後の臓器提供におけるあっせん手続きを行う唯一の団体として、移植医療の公平性・公正性を担保しつつ、移植コーディネーターが24時間待機をし日夜臓器提供に対応しています。また、移植希望者の登録業務や臓器移植医療の普及啓発も担っており、臓器を提供したいという方やそのご家族の意思を尊重し、そのご提供によって移植を希望する患者さんが一人でも多く救われるよう、体制整備に努めています。

1997年の臓器移植法施行から改正臓器移植法施行までの13年間ではわずか86例の提供に留まっておりましたが、改正後5年間に247例の提供がありました。脳死臓器提供者数が増えているとはいえ、1万3千人の移植希望登録者に対し、年間およそ300人の方々、わずか2%しか移植を受けることができていません。この状況は他国とは大きく異なり、わが国の重要な課題と言わざるを得ません。

現在、各都道府県行政やバンクと協同し、国民一人ひとりの臓器提供に関する意思表示の促進や終末期にその意思が尊重される病院体制の整備への取り組みを強化し、提供者数の増加を目指しています。

人が自分の死に際し、自分の臓器を提供して他者を救うという行為は、このうえもなく崇高であり、尊いものです。私自身、この崇高な行為に基づく臓器移植に関われることを大変誇りに思っていると同時に、運命的な縁と使命を感じ、身の引き締まる思いであります。

当社はこの数年、あっせんに関するミスや財政的困難な状況に遭遇し、大変な苦境に直面している状況ですが、管理運営を見直し、組織改革に専心し、臓器移植コーディネーターと職員と一丸となってゼロから立て直し、人類愛に基づく移植医療のさらなる発展に取り組んで参ります。また、移植を希望する多くの患者さまの明るい未来に貢献できるよう皆様とともに歩んでまいります。ご支援の程、よろしく願い申し上げます。

1

改正臓器移植法施行後の臓器提供・臓器移植の現状

1997年から2015年9月末までに342名の方が脳死と判定され、脳死後の臓器提供をされました。また、心臓が停止した死後に腎臓を提供された方は1,386名となっています。(図1)

脳死後の臓器提供は2011年44件、2012年45件、2013年47件、2014年50件であり心臓が停止した死後の腎臓提供は、2011年68件、2012年65件、2013年37件、2014年27件となっています。改正臓器移植法施行により、本人に拒否の意思がない場合に限り、書面による意思表示がなくても家族の承諾で脳死下臓器提供が可能になったことが、脳死下臓器提供の増加に影響しています。

改正法施行後の脳死下臓器提供の分析(2010年7月17日～2015年6月30日)によると、全体の74.2%(181例)が家族承諾であり、臓器提供に関する条件の緩和により、書面がない場合にも脳死臓器提供を決断する家族が増えています。(図2、図3)脳死下臓器提供の経緯(きっかけ)としては、「家族からの申し出」が212例(64.2%)、「医療者からの選択肢提示」が115例(34.8%)、「所持品より意思表示書面を発見」が3例でした。改正法施行前は「家族からの申し出」が90%以上を占めていましたが、改正法施行後は選択肢提示が45.1%(110例)となりました。(図4)

2015年臓器提供の意思表示に関する意識調査・WEBリサーチによる意思表示の推移から、意思表示欄の設置は運転免許証で約70%、健康保険証で約60%まで進んでいますが、所持者の意思記入率は16%前後で推移しています。(図5)

本人の意思が不明の場合は拒否の意思表示がないことを確認するため、家族から本人の人柄や日頃の様子を伺ったり、健康保険証や運転免許証に意思表示がないかどうか、またインターネットによる臓器提供意思登録がされていないかを確認します。家族が承諾された理由は様々ですが、「本人の意思を尊重したい」、「人の役に立てたい、社会貢献をしたい」、「どこかで生きてほしい」などの思いにより臓器提供を決断されます。家族が臓器提供を考えると、本人意思の存在は家族が決断するときの頼りとなり支えになることもあります。

図1 臓器提供件数 (1997.10～2015.9)

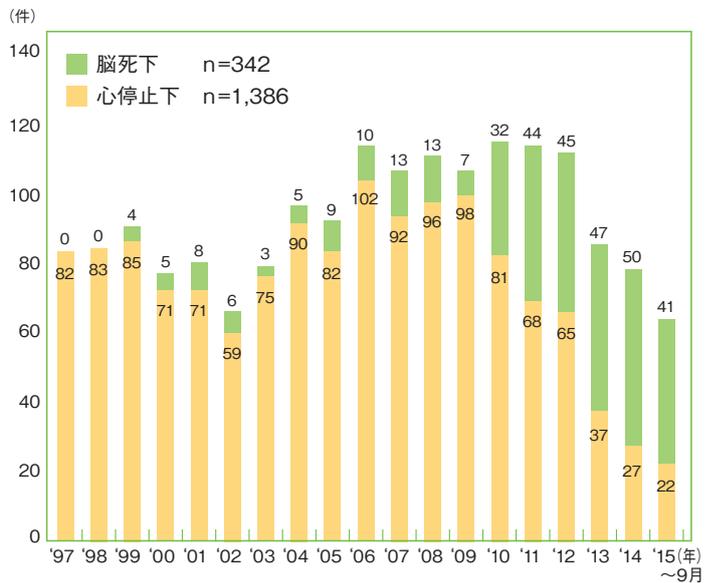
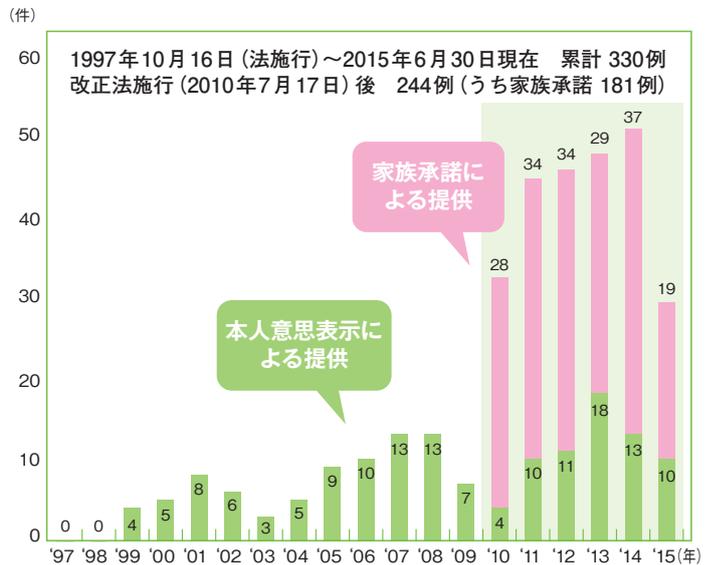


図2 脳死下臓器提供数の推移と意思表示

(2010年7月17日～2015年6月30日 244例)





臓器提供によって移植を受けられた方は、心臓移植250名、肺移植268名、心肺同時移植2名、肝臓移植293名、肝腎同時移植5名、膵臓移植46名、膵腎同時移植189名、腎臓移植2,959名、小腸移植13名の計4,025名にのぼります。(図6) このうち脳死後の臓器提供による移植を受けられた1,492名の状況を示します。(図7)

移植手術後、感染症などの原因で亡くなられた方や臓器の機能が廃絶した方もいらっしゃいますが、多くの方は退院後、外来通院をしながら自宅療養されたり社会復帰されています。

図3 脳死下臓器提供 本人の意思表示 (2010年7月17日～2015年6月30日 244例)

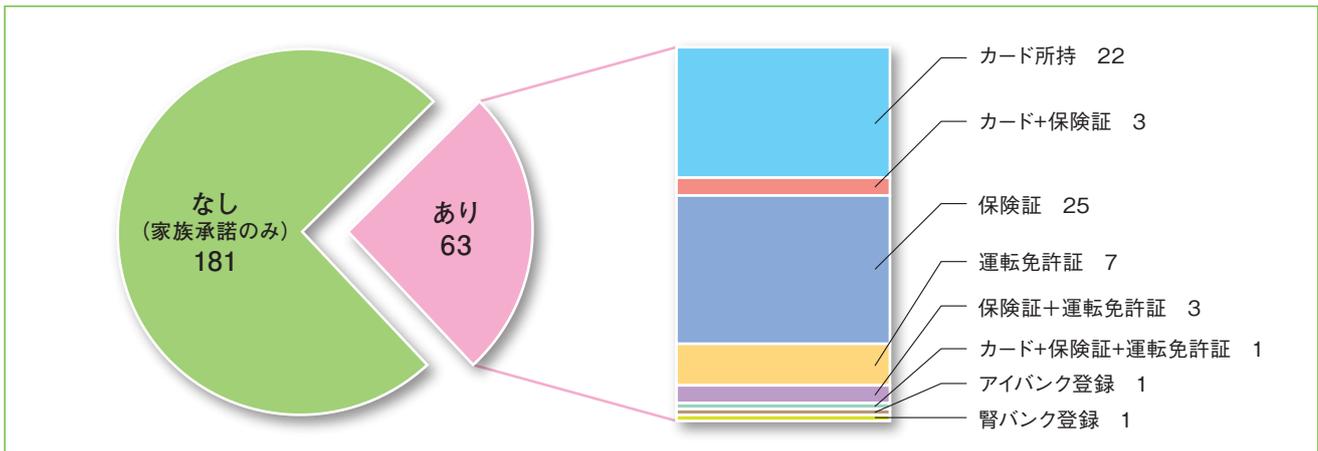


図4 脳死下臓器提供の経緯(きっかけ) (改正法前後の比較) (1997年10月16日～2015年6月30日 330例)

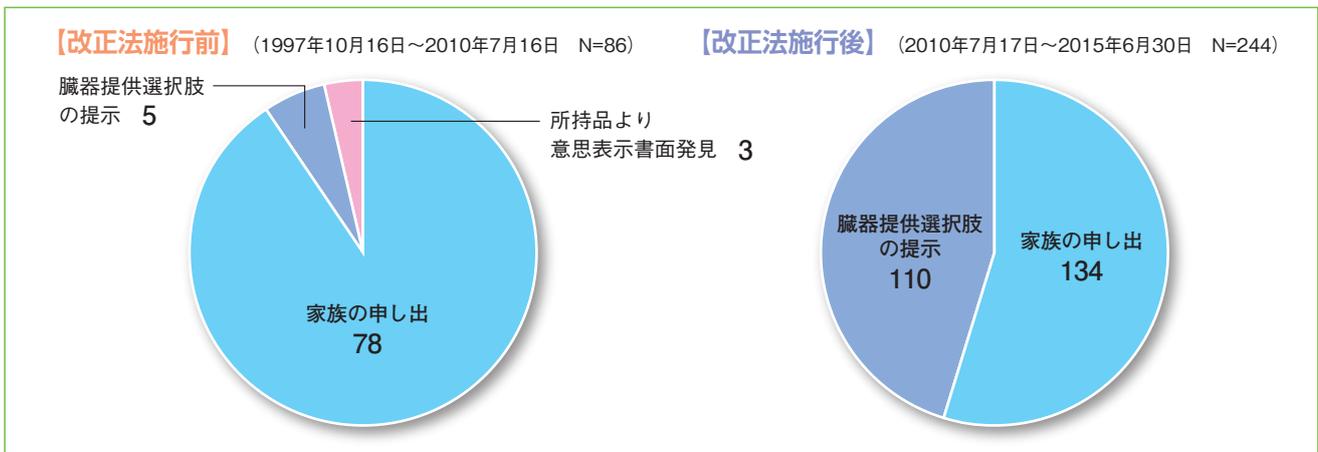


図5 臓器提供の意思表示に関する意識調査 WEBリサーチによる意思表示の推移 2012年～2015年(平成24年～平成27年)

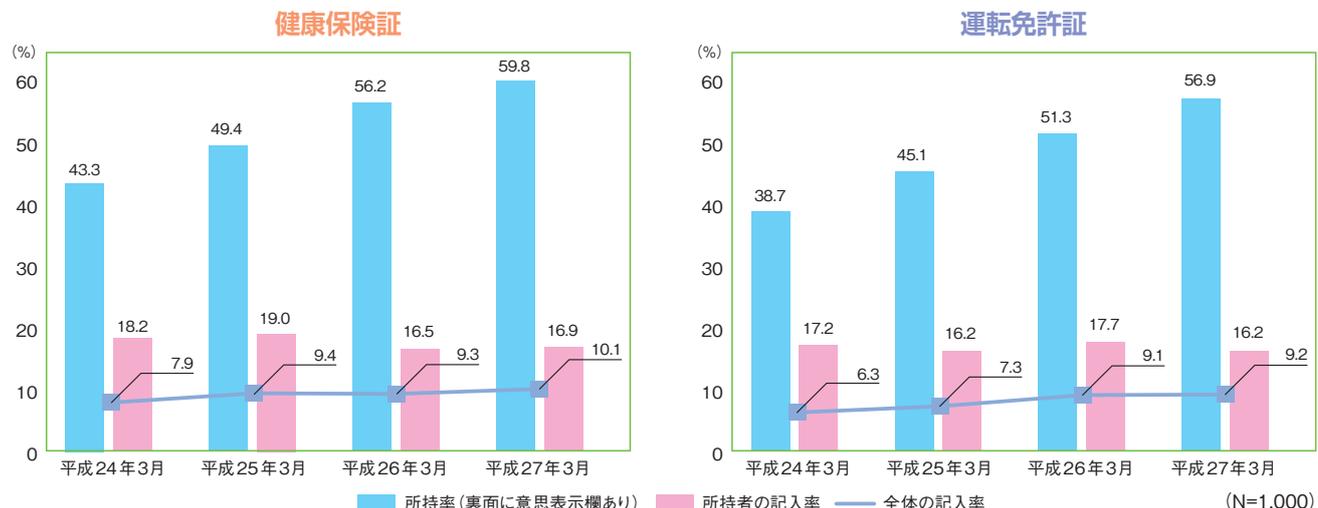
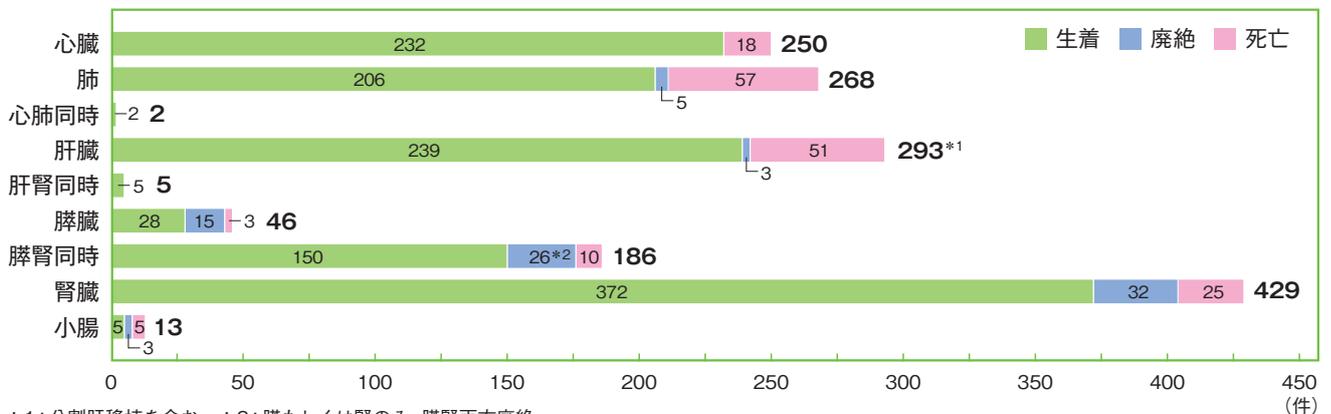


図6 臓器移植件数 (1997.10~2015.9)

	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015 ~9月	合計
心臓	0	0	3	3	6	5	0	5	7	10	10	11	6	23	31	28	37	37	28	250
肺	-	0	0	3	6	4	2	4	5	6	9	14	9	25	37	33	40	41	30	268
心肺同時	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	2
肝臓	0	0	2	6	6	7	2	3	4	5	10	13	7	30	41	40	38	43	36	293
肝腎同時	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	1	1	2	1	5
膵臓	-	-	0	0	0	1	1	0	1	1	4	4	0	2	6	9	9	5	3	46
膵腎同時	-	-	0	1	6	2	1	5	5	8	8	6	7	23	29	18	24	24	22	189
腎臓	159	149	158	145	145	122	135	168	155	189	179	204	182	186	182	174	130	101	96	2,959
小腸	-	-	-	0	1	0	0	0	0	0	2	1	1	4	3	0	1	0	0	13

図7 脳死下臓器移植と生着状況 n=1,492 (1997.10~2015.9)



*1: 分割肝移植を含む *2: 膵もしくは腎のみ、膵腎両方廃絶

親族に対する優先提供

2010年1月17日から本人(15歳以上の方)が臓器を提供する意思表示に併せて、親族への優先提供の意思を書面により表示することができるようになりました。意思表示は、ネットワークのホームページから意思を登録したり、意思表示カード、健康保険証や運転免許証等の意思表示欄の特記欄や余白に「親族優先」と記載することができます。

Q&A

Q1 親族優先提供の対象となる「親族」の範囲は、具体的に誰ですか？

A1 配偶者、子ども及び父母を指します。
きょうだいやいわゆる事実婚の方、特別養子縁組以外の縁組による養子及び養父母、配偶者の親は含まれません。

Q2 親族関係を確認する公的証明書は、いつまでに何を用意すれば良いですか？

A2 原則として、レシピエント検索(ネットワークのコンピュータで移植候補者の選定をする)までです。親子間は戸籍謄(抄)本、除籍謄(抄)本、改製原戸籍謄(抄)本、配偶者間は同一世帯の場合は住民票、または戸籍謄(抄)本をご用意いただきます。基本的に直近3か月以内としています。

Q3 優先提供の意思表示をしておけば、必ず親族に移植ができますか？

A3 優先提供の対象者が①移植希望登録をしており、②医学的な条件などを満たせば、移植可能です。
また、親族へ臓器を提供するための自殺を防ぐため、自殺した方からの親族への優先提供は行われません。親族優先提供の条件を満たさなかった場合には、レシピエント選定基準に従って選定された第三者への提供となります。

Q4 親族だけに提供することはできますか？

A4 「親族だけに提供し、その他の方には提供しない」といった、提供先を限定する意思が表示されていた場合は親族の方も含め、臓器提供そのものできなくなります。



18歳未満の児童からの臓器提供

法改正により、家族が脳死判定の実施および脳死と判定された後の臓器の摘出について書面により承諾した場合は、脳死後の臓器提供ができるようになり、15歳未満の方からの脳死後の臓器の提供も可能となりました。また、18歳未満の場合は、虐待が行われた疑いがあるか確認し、疑いがある場合は臓器提供は行わないものとされました。

法改正から5年が経過した現在、15歳未満の方からの臓器提供は多くの方に認知されるようになりました。

そのような中で、2015年9月末までに18歳未満の9名の方が家族の承諾により臓器の提供をされ、38名の方が移植を受けられました。

レシピエント選択基準では、臓器により20歳未満の方へ移植が優先される基準を定めているものもありますが、移植を受けられる方はそれぞれの臓器の選択基準に従って、年齢に関係なく公平に選ばれます。

児童からの臓器提供について、本人が何らかの方法で意思表示をしておくことは難しいことですが、家族にとっても子どもが臓器提供に関する意思を有していたかどうか把握することは大変困難なことです。日ごろから子どもがどのような気持ちでいるのか、どう思っているのかを受け止めておかれると、その子にとって、あるいは家族にとって何が一番良いことなのか考える一助になると思われます。

■ 18歳未満の児童からの脳死後の臓器提供 (2015年9月末)

提供者	10歳以上15歳未満の男児	15歳以上18歳未満の男性	6歳未満の男児	15歳以上18歳未満の男性
心臓	10歳代男性	10歳代男性	10歳未満女児	10歳代女性
肺	50歳代女性	40歳代女性	—	—
肝臓	20歳代男性	10歳未満女児	10歳未満女児	60歳代男性
		10歳代女性		
脾臓	—	—	—	30歳代女性
脾腎同時	30歳代女性	30歳代女性	—	—
腎臓	60歳代男性	60歳代女性	60歳代女性	40歳代女性
小腸	—	30歳代女性	—	—

提供者	10歳以上15歳未満の女児	10歳以上15歳未満の男児	10歳以上15歳未満の女児	6歳未満の女児	6歳未満の女児
心臓	10歳代男性	10歳代女性	10歳代男性	10歳未満男児	—
肺	30歳代女性	—	—	10歳未満男児	10歳未満女児
肝臓	30歳代女性	40歳代男性	—	10歳代女性	50歳代女性
脾臓	—	—	—	—	—
脾腎同時	40歳代女性	40歳代男性	—	—	—
腎臓	50歳代男性	40歳代男性	—	40歳代女性	40歳代女性
				60歳代女性	60歳代女性
小腸	—	—	—	—	—

2

移植者の現状



【心臓移植】

【心臓移植・心肺同時移植】生存・生着率

n=236 内心肺同時移植 n=2 (1997.10～2015.3)

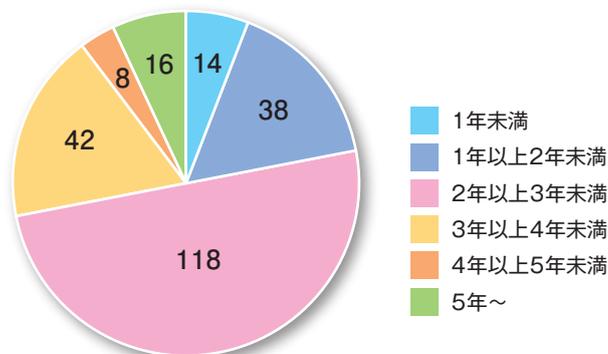
	1年	2年	3年	4年	5年
生存率	96.4%	96.4%	95.1%	93.3%	91.0%
生着率	96.4%	96.4%	95.1%	93.3%	91.0%

2015年3月31日までに国内で心臓移植を受けられた方の、登録日から移植日までの平均待機期間は1,020.6日(約2年9ヵ月)でした。

また、心臓移植・心肺同時移植の生存・生着率と待機期間は上のグラフのとおりです。1年生存・生着率は96.4%、5年生存・生着率は91.0%でした。

心臓移植を受けられた方の待機期間

n=236 (1997.10～2015.3)



移植までの平均待機期間 1,020.6日

2 移植者の現状



【肺移植・心肺同時移植】

【肺移植・心肺同時移植】生存・生着率

n=253 内心肺同時移植 n=2 (1997.10～2015.3)

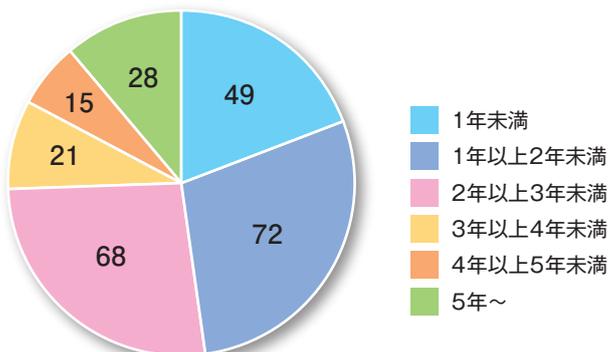
	1年	2年	3年	4年	5年
生存率	87.5%	83.3%	80.8%	78.1%	71.2%
生着率	87.5%	82.8%	80.2%	77.6%	69.6%

2015年3月31日までに国内で肺移植を受けられた方の、登録日から移植日までの平均待機期間は889.6日(約2年5ヵ月)でした。

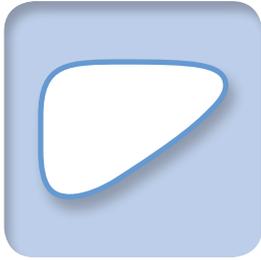
また、肺移植・心肺同時移植の生存・生着率と待機期間は上のグラフのとおりです。1年生存・生着率は87.5%、5年生存率は71.2%・生着率は69.6%でした。

肺移植を受けられた方の待機期間

n=253 (1997.10～2015.3)



移植までの平均待機期間 889.6日



【肝臓・肝腎同時移植】

【肝臓・肝腎同時移植】生存・生着率

n=280 内肝腎同時移植 n=5 (1997.10～2015.3)

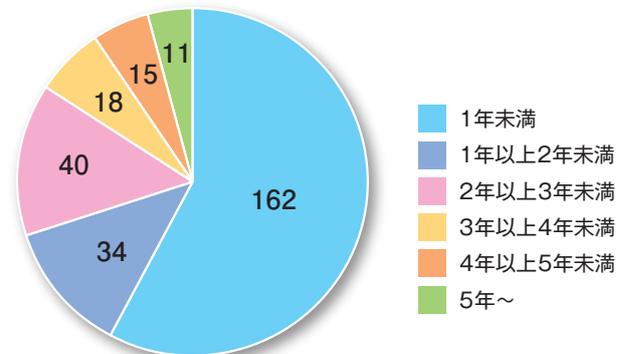
	1年	2年	3年	4年	5年
生存率	86.5%	82.5%	81.9%	81.1%	81.1%
生着率	85.9%	81.9%	81.3%	80.5%	80.5%

2015年3月31日までに国内で肝臓・肝腎同時移植を受けられた方の生存・生着率と待機期間は上のグラフのとおりです。

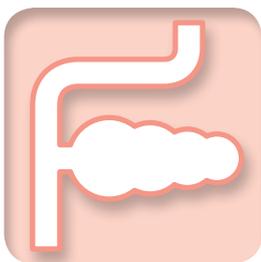
1年生存率は86.5%・生着率は85.9%、5年生存率は81.1%・生着率は80.5%で、登録日から移植日までの平均待機期間は492日(約1年4ヵ月)でした。

肝臓・肝腎同時移植を受けられた方の待機期間

n=280 (1997.10～2015.3)



移植までの平均待機期間 492.0日



【膵臓・膵腎同時移植】

【膵臓・膵腎同時移植】生存・生着率

n=222 (1997.10～2015.3)

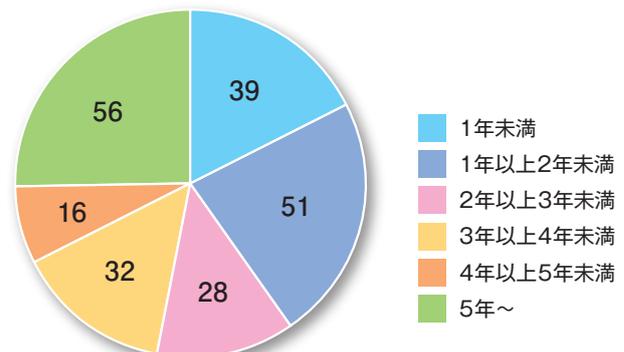
	1年	2年	3年	4年	5年
生存率	95.3%	94.6%	94.6%	94.6%	94.6%
生着率	84.7%	83.5%	78.7%	77.7%	75.3%

2015年3月31日までに国内で膵臓・膵腎同時移植を受けられた方の生存・生着率と待機期間は上のグラフのとおりです。

1年生存率は95.3%・生着率は84.7%、5年生存率は94.6%・生着率は75.3%で、登録日から移植日までの平均待機期間は1,289.3日(約3年6ヶ月)でした。

膵臓・膵腎同時移植を受けられた方の待機期間

n=222 (1997.10～2015.3)



移植までの平均待機期間 1,289.3日



【小腸移植】

【小腸移植】生存・生着率

n=13 (1997.10~2015.3)

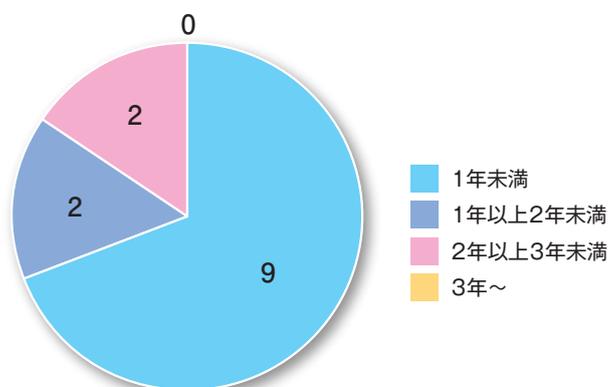
	1年	2年	3年	4年	5年
生存率	84.6%	69.2%	69.2%	69.2%	69.2%
生着率	84.6%	69.2%	69.2%	69.2%	69.2%

2015年3月31日までに国内で小腸移植を受けられた方の生存・生着率と待機期間は上のグラフのとおりです。

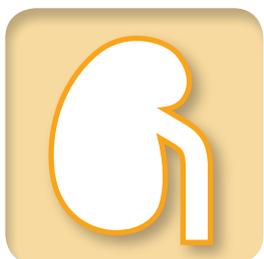
1年生存・生着率は84.6%、5年生存・生着率は69.2%で、登録日から移植日までの平均待機期間は375.8日(約1年)でした。

小腸移植を受けられた方の待機期間

n=13 (1997.10~2015.3)



移植までの平均待機期間 375.8日



【腎臓移植】

【腎臓移植】生存・生着率

n=3335 (1995.4~2014.12)

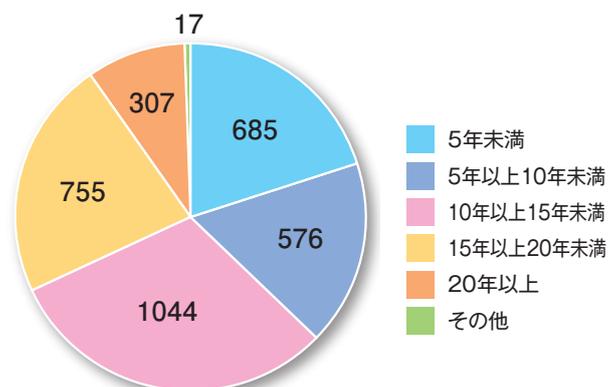
	1年	2年	3年	4年	5年
生存率	96.3%	94.6%	93.1%	91.7%	90.5%
生着率	88.7%	85.4%	82.4%	79.3%	76.3%

2015年3月31日までに国内で腎臓移植を受けられた方の待機期間は円グラフのとおりです。その内、2002年1月のレシピエント選択基準改正後の登録日から移植日までの平均待機期間(隣腎同時・肝腎同時移植を除く)は5,326日(約14年7ヵ月)でした。また、2014年12月31日までの生存・生着率と待機期間は上のグラフのとおりです。

1年生存率は96.3%・生着率は88.7%、5年生存率は90.5%・生着率は76.3%でした。

腎臓移植を受けられた方の待機期間

n=3,384 (1995.4~2015.3)



移植までの平均待機期間 5,326日

(隣腎同時・肝腎同時移植を除く 2002年1月レシピエント選択基準改正後)



2014年 献腎移植配分結果

2014年の腎臓提供者数は70名、腎臓移植者数は127名でした。2015年11月時点における生存割合は99% (126/127)、生着割合は98% (125/127) でした。隣腎同時移植24件及び肝腎同時移植2件を除いた101件の移植のうち、80件 (79.2%) が提供施設と同一県内の移植施設で行われています。

移植を受けられた方の平均年齢は50.3歳で、最年少者は4歳、最年長者は72歳でした。

また、移植を受けられた方の平均待機日数 (登録日から移植日までの期間) は、全体で5,642.1日 (約15年) でした。20歳以上は5,970.0日 (最短1,292日～最長10,192日) でした。

2014年は、16歳未満の小児待機患者への移植は6件、16歳以上20歳未満の小児待機患者への移植は行われませんでした。

3 レシピエントの個人情報の取り扱いと利用についてご了承くださいたいこと

ネットワークが保有するレシピエント (臓器移植希望登録者及び臓器移植を受けた方) の個人情報は、多くの方々に移植医療の現状を知っていただき、今後の移植医療の発展に寄与するため、下記の個人情報保護方針に基づき、統計データとして使用させていただくことをお願いしております。

現在登録されているデータ内容を含め、移植を受けた後の臓器機能データ、免疫抑制剤の使用状況、合併症、社会復帰状況、転帰などについても、移植担当医にデータの提供をお願いしております。また、移植を受けた後のデータは、細心の注意を払い匿名化した上で、臓器提供者家族や臓器提供病院関係者に報告させていただくことがあります。

臓器移植希望登録に際し、このことをご了承いただきたく、ご理解とご協力をお願いします。

公益社団法人 日本臓器移植ネットワーク

〒108-0022 東京都港区海岸3-26-1 パーク芝浦12階
TEL: 03-5446-8800 FAX: 03-5446-8818
受付時間 月～金曜日 9:00～17:30 (土日・祝日・年末年始を除く)

【公益社団法人日本臓器移植ネットワーク 個人情報保護方針】

当社は、個人情報保護の重要性を認識し、「臓器の移植に関する法律」等関係法令に則った臓器のあっせんを目的とし、これまで以上に細心の注意を払い、下記の取り組みを実施いたします。

当社は、厚生労働大臣より業として行うあっせんの許可を受けており、厚生労働省及び国会等への報告義務があります。また、その社会的責務として、業務の維持・改善のための基礎資料作成、移植医療の質の向上を目的とした教育・研修・研究等を行っており、収集した個人情報をこれらの目的に用いることがありますが、個人情報の保護には厳重に注意を払います。

1. 個人情報について、その管理責任者を設置し、取扱いを定めて、適正な保護を行います。
2. 臓器のあっせんを行う上で必要な個人情報は、その収集と利用の目的、管理方法と相談窓口を明確にして、適切な手段で収集し管理いたします。

3. 個人情報は、上記の利用目的の達成に必要な範囲で利用いたします。なお、目的以外の利用を行う場合は、法律に基づく命令及び関係法令で定める除外項目を除き、本人の同意を得るものといたします。
4. 個人情報への不正なアクセス、個人情報の紛失、破壊、改ざん及び漏えいなどのリスクに対しては、合理的な安全対策を講じます。万一の問題発生時は速やかな是正対策を講じます。
5. 個人情報を取り扱う業務を外部の業者に委託する場合、個人情報を収集するときの承諾に基づく利用、提供、安全管理を守るように、委託先に対する適切な契約や指導・管理を行います。
6. 個人情報の開示、訂正、提供範囲の変更や削除を本人から依頼された場合には、合理的な範囲で速やかに対処いたします。
7. 当ネットワークが保有する個人情報に関して法令、規制を遵守するとともに、適正な適用が実施されるよう管理と必要な是正を行い、職員の教育・研修を徹底した上で、個人情報保護の取り組みを継続的に見直し、改善していきます。

「ネットワークが保有するレシピエントの個人情報」とは以下を指しますが、統計処理・匿名化した上で使用いたします。

- レシピエントの登録・更新・フォローアップにおいてネットワークが業務上取得、作成又は保存する情報のすべて
- コンピュータ等に電磁的に保存されているもの及び紙媒体により保存されているもの
- 具体的には、レシピエントの登録・更新・フォローアップに必要な氏名、住所、生年月日、原疾患、合併症、既往歴、血液型、感染症検査結果、組織適合性検査結果、移植年月日、検査データ、転帰、社会復帰状況等

4

移植希望登録から移植までの流れ

1

ネットワークへの移植希望登録

移植希望登録申請用紙の送付と、
新規登録料30,000円の入金(もしくは免除申請*)が必要です。

2

登録更新

※年に1回、毎年1月～3月頃、書類が届きます
※初回登録日から1年を過ぎた方が対象となります
※平成28年4月からは、年に1度以上の診察が必要となります

複数臓器の移植を希望されている場合は、
臓器ごとに新規登録料・更新料が必要です。

更新用紙の返送と、更新料5,000円
の入金(もしくは免除申請*)が必要
です。

3

採血(リンパ球交差試験用)

※年に1回、保存血清の交換を行います
※肝臓単独および小腸移植希望登録者は、採血は不要です
※採血時期は、地域等によって異なります

あなたが移植候補者に選ばれた
とき、速やかに検査が行えるよう、
ご協力をお願いします。

4

臓器提供候補者(ドナー)の発生

5

移植候補者(レシピエント)の選定

※臓器ごとに「移植希望者選択基準」に基づき、コンピュータで公平に選ば
れます

6

移植候補者へ意思確認の電話連絡

※移植施設の担当医師(地域によっては、透析の主治医、もしくは移植コー
ディネーター)から電話連絡があります
※ご本人と連絡がつかない場合には、次の候補者に移植を受ける権利が移
ります
※血清保存後に輸血を受けた場合などは改めて採血をする必要があります。
その場合採血までの時間や臓器の阻血許容時間を超える場合には、移
植を受けられないことがあります
※連絡を受けてからただちに移植を受けるかどうかお返事をいただきます
※移植施設への入院時期は、移植施設の担当医師の指示に従っていただき
ます

① 連絡先の変更があった場合は、
速やかにネットワークまでご連
絡ください。

TEL:03-5446-8807

FAX:03-5446-8816

(情報管理課 移植希望登録者専用)

7

移植候補者の決定

8

入院、移植手術

(心臓・肺・肝臓・膵臓・腎臓の
移植には保険が適用されます)

実際に移植を受ける時には移植手術・入院にかかる費用のほか

①臓器搬送費と摘出チームの派遣旅費

②コーディネート経費100,000円(もしくは免除申請*)

が必要となります。

*生活保護世帯または住民税非課税世帯は、
所定の書類を提出することで免除されます。
免除には毎回、申請が必要です。

※臓器移植を受けられた場合は、登録が取り下げとなります。
再度、移植が必要となった場合は新規登録の手続きを行って
いただきます(待機日数は0日からとなります)。



5

普及啓発の概要

改正臓器移植法が全面施行され、本人の意思が不明な場合でも家族の承諾があれば脳死で臓器を提供できるようになり5年が経過しました。家族が本人の生前の人柄や優しさを偲び、誰かの命を救う最期の行為を誇らしく感じたり、からだの一部がどこかで生き続けることを望まれて、多くの方を救える脳死下での臓器提供を承諾されるケースが増えています。もしものときに家族が判断に迷わないためにも、臓器提供について家族とよく話し合い、自分の意思を伝え、表示しておくことが大切です。さらに、昨年「自分にもしものことがあったとき、記入した意思表示欄を病院で家族から医師に提示してもらいましょう。」とリーフレットに明記し、終末期に医療側に申し出ることについての重要性も呼びかけています。

一人ひとりが身近に意思表示できる環境が確実に整いつつあります。運転免許証の意思表示欄の設置はほぼ完了し、健康保険証には臓器提供意思表示欄の設置が進んでいます。また、平成28年から配布が始まるマイナンバーカードにも意思表示欄があります。

運転免許証裏面の意思表示欄への認知・促進を図るため、昨年度に引き続き、タクシー協会のご支援により、タクシードライバーの意思表示とグリーンリボンドライバーステッカーの貼付・走行による一般ドライバーや乗客への周知にご協力をいただいています。また、日本薬剤師会を通じて、健康保険証の裏面の意思表示について、調剤薬局店舗にて漫画家佐藤秀峰氏にイラストを提供いただいたポスターの掲示や意思表示欄説明用リーフレットの設置協力、患者さんへのお声掛けなどの活動も全国に広がってきています。

インターネットを通じた意思表示については「臓器提供意思登録サイト」があります。登録すると臓器提供の際に本人の意思が確認できる対象の一つとなり、より確実に意思表示することができます。また、Facebookでも臓器提供の意思表示をしていることを表明できるページがあり、多くの方々と意思表示の共有ができるようになっていきます。

毎年10月16日は、家族や大切な人と「移植」のこと、「いのち」のことを話し合い、互いの臓器提供に関する意思を確認する日「グリーンリボンDAY」です。今年のグリーンリボンキャンペーンでは、このグリーンリボンDAYに合わせて「全国GREEN LIGHT-UP Project ～日本中から、患者さんに希望の光を届けよう。～」と題し、全国各地のランドマークをグリーンにライトアップ。家族や大切な方と、いのちのことや、臓器移植について話すきっかけになることを願い、東京タワーでは点灯イベントを行いました。また、昨年に引き続き、音楽を通じて臓器提供の意思表示について考えるライブイベント「Green Ribbon HEART BEAT LIVE 2015 with SPACE SHOWER TV」を開催しSPACE SHOWER TVの特別番組として放送されました。これらの様子をグリーンリボンキャンペーンサイトやFacebookで広く周知しています。

キャンペーンの一環で製作したポスターは、多くの人に移植医療をより身近に、より自分事として考えていただきたく、移植を受けた女の子ご本人とご家族に登場していただきました。2枚1組のセットとなっており、1枚は小さいながらも命を救ってくれた誰かのことを思いながら生きていく女の子の写真、もう1枚は移植手術前の不安な気持ちやドナーへの感謝の気持ちが綴られた母親の手記となっています。このポスターは全国配布や前述のグリーンリボンキャンペーン各種イベント、東京メトロ全駅での掲出を行いました。また、キャンペーンサイトではこのご家族を含む3組の体験者インタビューがご覧いただけます。

今後も家族で話し合っておくこと、意思表示の大切さを周知し、社会に移植医療の理解が広がり、一人でも多くの方の命が救われますよう努めてまいります。

- グリーンリボンドライバーステッカー
- グリーンリボンピンバッジ

- 運転免許証・健康保険証裏面の意思表示欄記入促進ポスター

- グリーンリボンキャンペーンポスター(女の子の写真)



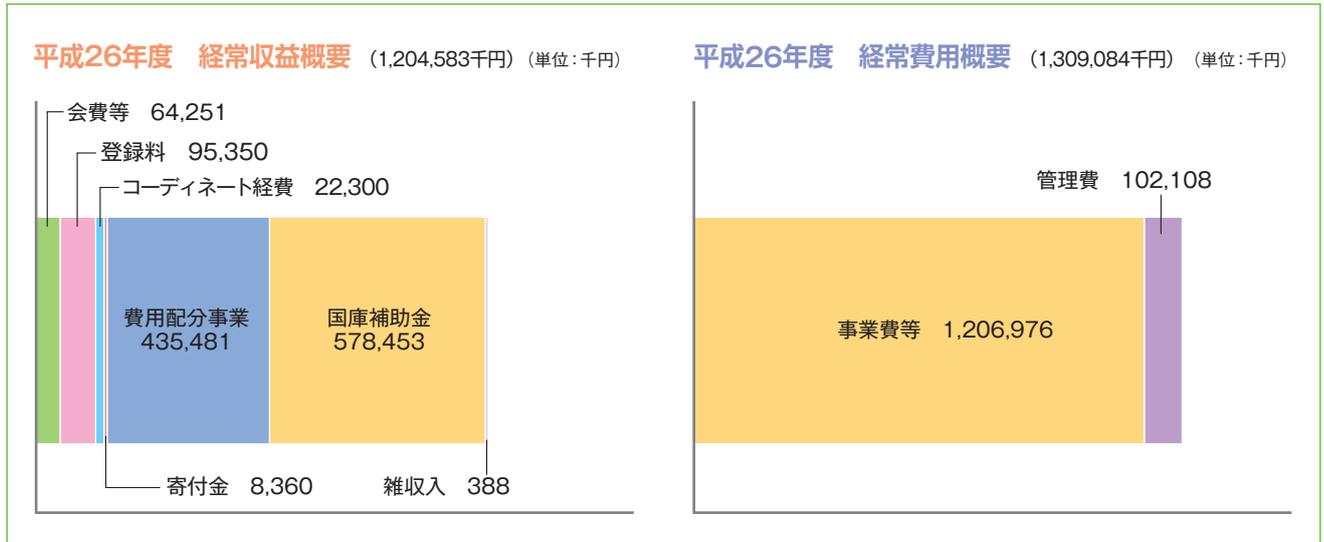



●グリーンリボンキャンペーンサイト www.green-ribbon.jp

6 財政状況の報告(平成26年度)

平成26年度の当期の経常収益は約1,204,583千円でした。その内訳は、会費等収入64,251千円、登録料収入95,350千円、移植を受けられた方から受領するコーディネート経費収入22,300千円、寄付金収入8,360千円、費用配分事業収入435,481千円、国庫補助金収入578,453千円が主な収入でした。

一方、経常費用は1,309,084千円でした。その内訳は、公益目的事業会計(事業費)が1,206,976千円、法人会計(管理費)が102,108千円でした。



6 財政状況の報告(平成26年度)



賛助会員の入会・寄付のご協力をお願いしています！

詳しくはホームページをご覧になるか、ネットワークにお気軽にお問い合わせください。

臓器移植についての調査研究、普及啓発など、ネットワークの事業の多くは、皆様からの会費、寄付等によって支えられています。ご支援ご協力のほど、よろしくお願いします！

みずほ銀行 虎ノ門支店
普通預金・1779352
〈口座名義〉
シャ)ニホンソウキイシヨクネット
ワーク
公益社団法人日本臓器移植ネットワーク

三菱東京UFJ銀行 本店
普通預金・7842709
〈口座名義〉
シャ)ニホンソウキイシヨクネット
ワーク
公益社団法人日本臓器移植ネットワーク

郵便振替口座
00180-8-174184
〈口座名義〉
シャ)ニホンソウキイシヨクネット
ワーク
公益社団法人日本臓器移植ネットワーク

◆ネット銀行からも寄付できます

住信SBIネット銀行
法人第一支店・普通 1098924
〈口座名義〉
シャ)ニホンソウキイシヨクネット
ワーク
公益社団法人日本臓器移植ネットワーク

臓器提供・移植に関するお問い合わせ先

0120-78-1069 (平日:9:00~17:30)

<http://www.jotnw.or.jp> にもさまざまな情報が掲載されています。



JOTNW 公益社団法人 日本臓器移植ネットワーク

臓器を提供してもよいという人(ドナー)やその家族の意思を生かし、臓器を提供してもらいたいという人(レシピエント)に最善の方法で臓器が贈られるように橋渡しをする日本で唯一の組織です。



臓器移植

検索



7

日本臓器移植ネットワーク本部・東日本支部事務所移転について

日本臓器移植ネットワーク本部および東日本支部は、下記の住所に事務所を移転しました。

本部・各支部所在地

● **本部** (平成27年8月24日より移転)

〒108-0022 東京都港区海岸3-26-1 バーク芝浦12階
代表TEL:03-5446-8800 代表FAX:03-5446-8818
登録に関するお問い合わせTEL:03-5446-8807

● **東日本支部** (平成27年8月24日より移転)

〒108-0022 東京都港区海岸3-26-1 バーク芝浦12階
TEL:03-5446-8820 FAX:03-5446-8822

● **中日本支部**

〒453-0801 愛知県名古屋市中村区太閤3-1-18 名古屋KSビル 12階
TEL:052-453-1409 FAX:052-453-1408

● **西日本支部**

〒530-0003 大阪府大阪市北区堂島3-1-21 NTTデータ堂島ビル 20階
TEL:06-6455-0504 FAX:06-6455-2841

支部担当都道府県

東日本支部

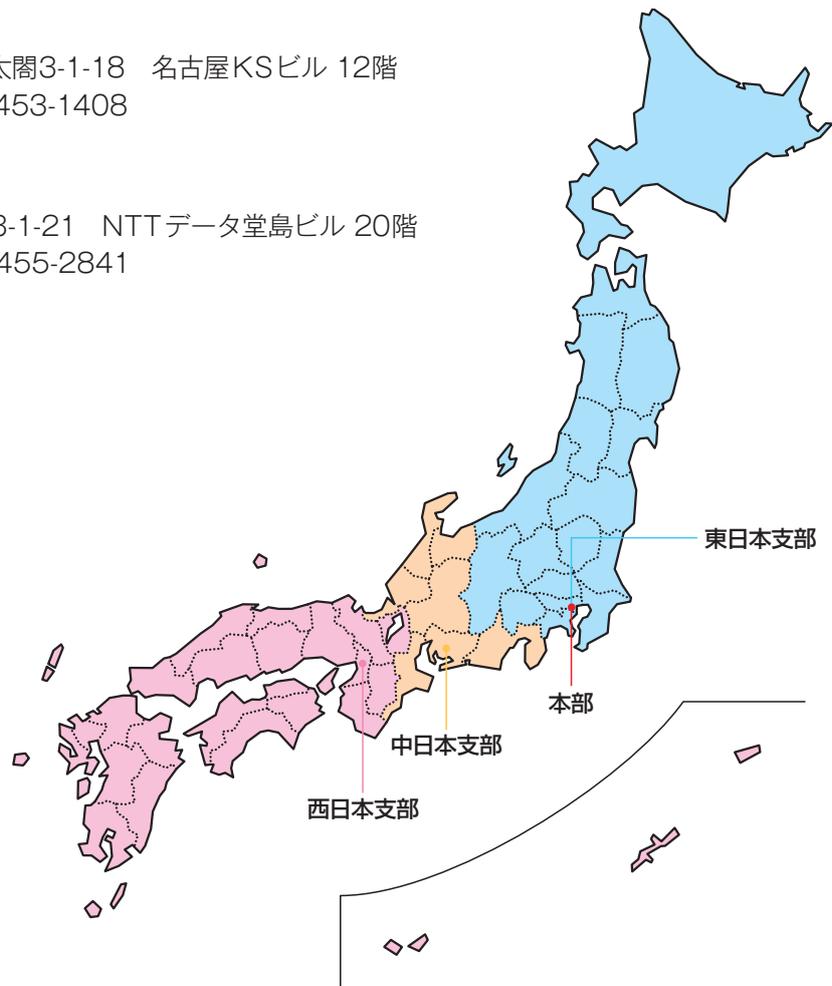
北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、山梨、長野

中日本支部

富山、石川、福井、愛知、岐阜、三重、静岡

西日本支部

滋賀、京都、大阪、和歌山、兵庫、奈良、岡山、広島、鳥取、島根、山口、香川、徳島、愛媛、高知、福岡、大分、佐賀、長崎、熊本、宮崎、鹿児島、沖縄



臓器移植希望登録に関するお問い合わせ先

TEL:03-5446-8807 FAX:03-5446-8816 (TEL:平日9:00~17:30 FAX:24時間受付)
電話番号・FAX番号も変更になっておりますので、ご注意願います。



NEWS
LETTER



公益社団法人 日本臓器移植ネットワーク

〒108-0022 東京都港区海岸3-26-1 バーク芝浦12階

TEL 03-5446-8800 / FAX 03-5446-8818

URL <http://www.jotnw.or.jp>

